

平成18年第1回糸魚川市議会定例会会議録 第6号

平成18年3月22日(水曜日)

議事日程第6号

平成18年3月22日(水曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議席の一部変更について
- 日程第3 議案第2号から同第22号まで、議案第30号及び同第31号、  
議案第68号及び同第69号、陳情第1号
- 日程第4 議案第101号及び同第102号、議案第130号及び同第131号、  
議案第133号及び同第134号、請願第2号、発議第3号
- 日程第5 議案第23号から同第29号まで、議案第32号から同第43号まで、  
議案第72号から同第100号まで、議案第103号及び同第104号
- 日程第6 議案第44号から同第49号まで、議案第61号、議案第63号、  
議案第108号から同第110号まで、議案第126号から同第129号まで
- 日程第7 議案第50号から同第60号まで、議案第62号、  
議案第64号から同第66号まで、議案第105号から同第107号まで、  
議案第111号から同第123号まで
- 日程第8 議案第125号
- 日程第9 議案第135号から同第147号まで
- 日程第10 議案第70号及び同第71号
- 日程第11 議案第148号
- 日程第12 諮問第1号
- 日程第13 発議第1号
- 日程第14 発議第2号
- 日程第15 閉会中の継続審査及び調査について
- 日程第16 議員派遣について
- 日程第17 議案第149号

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議席の一部変更について

- 日程第3 議案第2号から同第22号まで、議案第30号及び同第31号、  
議案第68号及び同第69号、陳情第1号
- 日程第4 議案第101号及び同第102号、議案第130号及び同第131号、  
議案第133号及び同第134号、請願第2号、発議第3号
- 日程第5 議案第23号から同第29号まで、議案第32号から同第43号まで、  
議案第72号から同第100号まで、議案第103号及び同第104号
- 日程第6 議案第44号から同第49号まで、議案第61号、議案第63号、  
議案第108号から同第110号まで、議案第126号から同第129号まで
- 日程第7 議案第50号から同第60号まで、議案第62号、  
議案第64号から同第66号まで、議案第105号から同第107号まで、  
議案第111号から同第123号まで
- 日程第8 議案第125号
- 日程第9 議案第135号から同第147号まで
- 日程第10 議案第70号及び同第71号
- 日程第11 議案第148号
- 日程第12 諮問第1号
- 日程第13 発議第1号
- 日程第14 発議第2号
- 日程第15 閉会中の継続審査及び調査について
- 日程第16 議員派遣について
- 日程第17 議案第149号

+

+

応招議員 29名

出席議員 29名

1番	甲	村	聰	君	2番	保	坂	悟	君
3番	渡	辺	重	雄	君	4番	中	村	実
5番	大	滝	豊	君	6番	平	野	久	樹
7番	笠	原	幸	江	君	8番	田	原	実
9番	五	十	嵐	哲	夫	君	10番	松	尾
11番	保	坂	良	一	君	12番	高	澤	公
13番	倉	又	稔	君	14番	久	保	田	長
16番	齐	藤	伸	一	君	17番	伊	藤	文
18番	伊	井	澤	一	郎	君	19番	鈴	木
20番	猪	又	好	郎	君	21番	古	畑	浩
									一
									君

22番 五十嵐 健一郎 君  
 24番 池 亀 宇太郎 君  
 26番 畑 野 久 一 君  
 28番 関 原 一 郎 君  
 30番 松 田 昇 君

23番 山 田 悟 君  
 25番 大 矢 弘 君  
 27番 野 本 信 行 君  
 29番 新 保 峰 孝 君

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

市 長	米 田 徹 君	助 役	栗 林 雅 博 君
収 入 役	倉 又 孝 好 君	総 務 課 長	本 間 政 一 君
企 画 課 長	野 本 忠 一 郎 君	財 政 課 長	荻 野 修 君
まちづくり課長	小 掠 裕 樹 君	市 民 課 長	田 上 正 一 君
福 祉 事 務 所 長	織 田 義 夫 君	健 康 増 進 課 長	小 林 正 雄 君
商 工 観 光 課 長	田 村 邦 夫 君	農 林 水 産 課 長	渡 辺 和 夫 君
建 設 課 長	吉 岡 隆 行 君	都 市 整 備 課 長	神 喰 重 信 君
能 生 支 所 長	小 林 忠 君	青 海 支 所 長	山 崎 利 行 君
会 計 課 長	斉 藤 隆 嗣 君	ガ ス 水 道 局 長	松 沢 忠 一 君
消 防 長	白 山 紀 道 君	教 育 長	小 松 敏 彦 君
教育委員会教育総務課長	黒 坂 系 夫 君	教育委員会学校教育課長	長 谷 川 新 平 君
教育委員会生涯学習課長		教育委員会文化振興課長	
中央公民館長兼務	山 岸 洋 一 君	歴 史 民 俗 資 料 館 長 兼 務	田 鹿 茂 樹 君
勤労青少年ホーム館長兼務		長 者 々 原 考 古 館 長 兼 務	
監査委員事務局長	広 川 亘 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	原 義 男 君

+

事務局出席職員

局 長	霜 越 東 雄 君	副 参 事	小 林 武 夫 君
主 任 主 査	佐 藤 正 巳 君	主 査	高 野 一 夫 君

午前10時00分 開議

議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、16番、斉藤伸一議員、27番、野本信行議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大矢 弘委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢委員長。〔25番 大矢 弘君登壇〕

25番（大矢 弘君）

おはようございます。

去る3月1日、15日、本日9時30分より議会運営委員会を開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、追加議案についてであります。議案第149号、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更についての1件で、本日、委員会付託を省略し、即決でご審議いただくことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、議員発議として、発議第1号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、発議第2号、道路特定財源に関する意見書、発議第3号、糸魚川労働基準監督署の存続を求める意見書の3件が、所定の手続を経て提出されました。これを本日の本会議の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、3月1日の議会運営委員会では、2件の議員発議について、15日の議会運営委員会では、議席の一部変更について協議し、最終日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第２．議席の一部変更について

議長（松尾徹郎君）

日程第２、議席の一部変更についてを議題といたします。

このたび議員の所属会派の移動により、議席の一部を変更いたしたいと思います。

議席は、会議規則第４条第３項の規定により、議長において指名いたしたいと思います。

その議席番号及び指名を職員に朗読いたさせます。

議会事務局長。

事務局長（霜越東雄君）

それでは、議席の一部変更について申し上げます。

議席番号、３番、笠原幸江議員、４番、渡辺重雄議員、５番、中村 実議員、７番、五十嵐哲夫議員、１５番、大滝 豊議員。

以上でございます。

議長（松尾徹郎君）

おはかりいたします。

ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することに決しました。

それでは、ただいま決定いたしました議席に、それぞれお着き願います。

暫時休憩いたします。

午前１０時０４分 休憩

午前１０時０５分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第3 . 議案第2号から同第22号まで、議案第30号及び同第31号、  
議案第68号及び同第69号、陳情第1号

議長（松尾徹郎君）

日程第3、議案第2号から同第22号まで、議案第30号及び同第31号、議案第68号及び同第69号、陳情第1号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務財政常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

斉藤伸一総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

おはようございます。

本定例会初日に、総務財政常任委員会に付託されました案件は、議案第2号から同第22号までと、議案第30号及び同第31号、議案第68号及び同第69号、そして陳情第1号の26件であります。

去る3月9日に審査を終了しておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。結果につきましては、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、議案25件については原案可決、陳情第1号については不採択であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第4号、糸魚川市国民保護対策本部及び糸魚川市緊急対処事態対策本部条例の制定について、及び議案第5号、糸魚川市国民保護協議会条例の制定については、同様な議案にて一括報告といたします。

消防本部より、国民保護法の施行による地方公共団体として、国の方針に基づく措置の実施と、その他適切な措置を担うため、関係条例を制定するものであるとの説明の後、活発な質疑がなされました。

委員より、日本は第二次世界大戦の教訓から、もう戦争はやらないということで憲法9条をつくった。そのことから軍事力、すなわち武力による紛争解決策はしないということでやってきた。

日本有事の際に、市町村はどうするかという中で、だされてきているわけではありますが、例えば侵略してくる、そういう事態は、起こるという可能性は低下していると国が判断している中であり、日本が海外で戦争するときに、国内を攻防支援するというような形や、あるいはテロは犯罪であるが、それも戦争とみなすというふうな、国民が動員するのみに使われる可能性が強いと考え、議案第4号及び第5号については反対との意見と、国際緊張が高まった場合、いついかなる時点で軍事的行使が行われるかわからず、交通事故と同じように、こちらが気をつけていても、相手方が仕掛けてくるのが十分想定される。第二次世界大戦の教訓を生かすならば終戦間近、国民は生命、安

全の保障がなく、自治体として国民に対して何ができたのか。その反省に立っても、こういった避難措置、食料の提供措置、医療の保障等、こうした条例の中で定めていく。これが地方自治体における、国民の安全を守るという義務であると思っています。

反戦については、全く同感であります。戦争に対する転ばぬさきの杖として、対処するという考え方に賛成するとの意見があり、起立採決の結果、起立多数にて議案第4号及び同5号は可決であります。

議案第22号、糸魚川市有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例の制定については、能生支所長より、有線テレビジョン放送施設条例に基づき、能生地内で県内をはじめ、BSのテレビ、ラジオ電波の再送信、地域コミュニティ放送、緊急告知放送、インターネットサービスを行っており、地域コミュニティでは、1週間サイクルのニューストピックスを毎日4回放送する。この中に、広告放送を導入するために、条例改正との説明がなされました。

委員による主な質疑として、

1. 広告放送の地区別のための措置については、ニューストピックスの真ん中でなく、終了後に広告放送する。
2. 広告放送の審議前の新聞報道に対してでは、議会の承認、あるいは方向づけをしないまま、情報が流れてしまったことについて反省する。
3. イベント等のPRについての割引については、教育委員会が後援するといったものについては無料を考えている。
4. 補助事業で整備した施設について、難視聴対策と広告はどういうふうに関係があるのかについては、できた施設、それを有効に活用したい。
5. 補助事業における広告との関係については、地域情報通信ネットワーク基盤設備整備事業であり、情報基盤を生かして地域づくり、まちづくりの目的の1つとして、地域産業の振興や住民生活の利便性を図るということであり、信越総合通信局は、こういった目的であれば問題はないと回答を得ているなどがありました。

なお、3名の委員より、討論の申し入れがあり、反対討論として、自治体はやるという点は、広告料を取ってまでやる有線テレビはやる必要がない。

賛成討論としての1点目は、広告収入を設けている自治体は全国でかなりある。広告収入は自治体の予算から比べれば少ないが、市職員はじめ、これからの厳しい時代を乗り切っていくのだという意識づけのためや、関連する業者、市民の方々に、そういう状況をわかっていたいために賛成。

2点目の賛成討論として、各市町村が抱える深刻な財政難という問題があり、産業振興という考え方からも理解していただき、どんな効果があるか実験的に注目するものであり、本案を賛成し、今後の推移を見守ると同時に、行政改革の推移を見守っていきたいとの討論を受け入れた後、起立採決の結果、起立多数にて議案第22号は可決いたしております。

議案第20号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてと、議案第21号、合併に伴う糸魚川市国民健康保険税条例の適用の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定については、同様の内容にて一括説明、一括質疑がなされ、委員より、旧糸魚川市のときに健康づくりとかは一般会計から繰り入れて、負担が上がらないように周りの条件をいろいろ変

えてきた。基礎になる数字が上がってくれば、当然、1人当たりの国保税が上がる。1市2町で頑張った場合に、その中で上がってくるものもあれば、下がってくるものもある。何とかその中で調整されるべきと考え、賛成するわけにはいかないとの意見があり、議案第20号と議案第21号について起立採決が行われ、起立多数にて可決しております。

陳情第1号、地方切り捨てをせず、住民の安全と安心を守る公的機関の役割を重視し、住民のサービス向上を求める陳情については、規制緩和など行われているが、その矛盾に対する情報は耐震偽装問題や、運送事業での事故多発を起こしている。このようなことを進めると、地方切り捨てにもつながり、住民生活のセイフティネットの破壊にもつながりかねないということから賛成との意見と、地方の財源は非常に厳しくなっている。当市においても行財政改革、その一環として民間への委譲、すなわち指定管理者制度ということを実行している最中。少ない財源をいかに効率的に運営するかということを考えたときには、議会と行政が一緒になって取り組んでいかなければ、この糸魚川市の生き残りはなかなかできないことではないかと思う。

これを賛成すると、取り組んでいる行財政改革に反することになると思うことから反対しますとの意見があり、起立採決の結果、起立少数にて、陳情第1号は不採択と決しました。

以上で、総務財政常任委員会の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

19番、鈴木です。総務財政常任委員長に、ただいまの報告についてお尋ねいたします。

まず、議案第4号、5号の糸魚川市国民保護対策本部及び糸魚川市国民保護協議会の条例制定に関するものでありますが、この件につきましては今定例会の初日、私も質疑を行っておりますが、委員会では活発な議論がされたという報告でありましたが、この国民保護法について2004年6月に国会で成立したのですが、十分な論議が少ないという中で日本弁護士会、日弁連の会長が声明文を出しております。このことについて、委員会では承知しておりましたでしょうか。

それから、地元選出の筒井信隆衆議院議員も、弁護士であります。この法律は国民を保護するものではなく、国民を規制するものだというふうに主張しておりますが、このことも承知して議論に入られたでしょうか。

以上、2点についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

鈴木議員の質問に対してお答えいたします。

国の保護法の関係については、委員会の中においては話し合いが行われませんでした。といいま



すのは、今回の場合は、糸魚川市における保護協議会条例の件についてということでありまして、その件について活発な論議がなされたということでもあります。

以上です。

議長（松尾徹郎君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

議案第4、5、13、14、20、21、22号について反対討論、陳情第1号について、賛成討論を行います。

議案第4号、糸魚川市国民保護対策本部及び糸魚川市緊急対処事態対策本部条例の制定について、議案第5号、糸魚川市国民保護協議会条例の制定について、議案第13号、糸魚川市特別職の職員で非常勤のものの報償及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。議案第4号は、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部を設置するためのものであり、第5号は、国民保護計画を検討する協議会をつくるものであります。

13号は、国民保護協議会委員の報酬等を定めるものであり、14号は、派遣された職員に武力攻撃災害等派遣手当を支給するためのものであります。有事法制国民保護計画は、日本を守るものでも国民を保護するものでもなく、アメリカの行う戦争に国民、地方自治体、民間を動員するためのものであります。

国民保護法のもとになっている2003年6月に強行可決された武力攻撃事態法は、武力攻撃予測事態を法律に明記し、アメリカの周辺事態にも日本を動員し、対米軍事支援を可能にする法的整備を進めましたが、これはアメリカの先制攻撃に自衛隊が一体となって参加するための法律であります。アメリカが海外で引き起こす戦争に自衛隊を引き込み、その支援活動に罰則つきで国民を動員するものであります。

国民保護法が義務づける地方自治体や指定公共機関による住民の避難計画や、救援、復旧などの国民保護計画の策定は、戦争に備えるのは当然という意識を持たせ、戦時動員態勢をつくることに最大のねらいがあるのは明らかであります。また、有事法制における国民保護計画は、災害時における住民避難計画とは根本的に違い、米軍と自衛隊の軍事行動を優先するための計画にならざるを得ないものであります。

これまでの歴史を振り返ってみても、戦争における住民保護は、軍隊の軍事行動を優先し、その

円滑な実行を図るものでありました。沖縄や中国大陸等での悲惨な経験は、まだ多くの方たちの脳裏に刻み込まれていることでもあります。

武力攻撃事態法第7条は、地方公共団体の役割に関して、国の方針に基づく措置の実施、その他適切な役割を担うとしております。これは各地方公共団体が、独自の判断で実施する措置があり得ること。つまり、これまでの地域防災計画で対応するという立場をとることも可能であり、さらに、いわゆるジュネーブ条約第1追加議定書第59条に基づく、無防備地区宣言を行うなどの対応もとり得るものであります。

住民保護という地方自治体の使命を生かし、国の言いなりでなく、自立性を発揮した対応をとるべきであります。策定が困難で、架空の計画とならざるを得ないものなど、断じてつくる必要はないことを述べておきたいと思えます。

議案第20号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります、税率及び軽減額についての改定であります。

医療分で所得割を100分の7.05から7.21に、資産割を100分の22.40から20.81に、均等割を2万4,960円から2万5,800円に、世帯平等割を1万8,240円から1万8,720円にしております。介護分では、所得割を100分の1.85から2.07に、均等割1万1,916円を1万2,960円にするものであります。

予防医療に力を入れて医療費を抑え、一般会計からの繰り入れも含め市民負担をふやさない努力が必要であります。残念ながら、そうはなっておりません。市民負担増となりますので、反対であります。

+

議案第21号、合併に伴う糸魚川市国民健康保険税条例の適用の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります、5年間は旧市町単位の税率で課税し、6年目から統一するとの考え方で課税されるものであります、本体の国保税条例改定に伴うもので、市民負担増となりますので、反対であります。

+

同時に、合併後も旧市町単位の保険税はおかしいわけですから、激変緩和で緩やかに一体化するよう是正する必要があると考えるものであります。

議案第22号、糸魚川市有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります、内容は広告放送を行うための条例改正ということであります。

地方公共団体の責務は、住民の福祉の増進を図ることであり、その財源は法律で定められた税金であります。市の有線テレビジョン放送は、難視聴解消を目的に整備されたものであり、運営の財源は使用料と税金であります。私は広告を取ってまでやる必要はないと考えますので、本案には反対であります。

陳情第1号、地方切り捨てをせず、住民の安全と安心を守る公的機関の役割を重視し、住民のサービス向上を求める陳情についてであります、基本的に賛成であります。

中越大震災や水害、豪雪対応などで果たしている公的機関の役割を削減せず、住民サービスの向上を図ることは、多くの住民の声にこたえるものであります。同時に、住民へのサービス業務を安易に民間に委ねる市場化テストや規制緩和など、公共サービス業務の民間化を進める法制化を行わないことを求める点も、公の責任を放棄するような市場化万能主義はよくないと考えますので、当然のことと思えます。

市場化テストで当初より対象になる自治体業務では、戸籍謄本、外国人登録原票写し、印鑑登録証明書、納税証明書等の交付請求の受け付けと引き渡しなど、法案の骨子等では地方税、国民健康保険、介護保険料の徴収、回収業務支援等も検討されているとのことであります。個人情報保護のための自治体の努力が、水泡に帰しかねない問題を抱えております。

耐震強度偽装問題に見られるように、市場化万能主義のツケは住民、自治体にはね返ってくるものであると考えますので、本陳情に賛成するものであります。

以上であります。

議長（松尾徹郎君）

次に、古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。〔21番 古畑浩一君登壇〕

21番（古畑浩一君）

それでは通告書に従いまして、議案第4号、糸魚川市国民保護対策本部及び糸魚川市緊急対処事態対策本部条例の制定について、議案第5号、糸魚川市国民保護協議会条例の制定について、委員長報告に対する賛成の立場で討論を行います。

この2つの条例案は、いずれも武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の制定に基づくもので、地上部隊による侵攻、ゲリラ、特殊部隊による攻撃、航空機弾道ミサイルによる攻撃など有事の際、いかに市民の安全を確保できるかを定める条例案であります。

戦争の放棄、恒久平和の実現は、私のみならず全人類の願いであります。しかし、人類の歴史が始まって以来、世界のどこかで戦闘、紛争が行われており、現在に至るまで、あってはならない悲劇が繰り返されております。我が日本国も北朝鮮、韓国、中国、ロシアなどアジア諸外国と、尖閣諸島、海底ガス田、竹島問題、北方領土など、領土問題や利権に絡みさまざまな紛争の火種を有しており、環日本海の経済発展とは裏腹に不透明な軍事拡張が行われ、その緊張感は増し、アジアは一触即発の火薬庫であり、日本もその当事国であることを認識しなければなりません。

特に、北朝鮮による射程距離1万2,000キロ以上の新型大陸弾道弾ミサイル・テポドン3号の開発により、アメリカ本土が射程圏内になることから、アメリカを中心に国際的脅威と警戒感を強め、今年8日に行われた北朝鮮によるミサイル発射実験により緊張がピークに達しております。

以前、一般質問でも申し上げましたように、既に配備されておりますテポドン1号、2号でさえ、日本全土を射程距離にとらえており、核弾頭を有していることから、日本は常に核の脅威にさらされている現状であります。さらに、北朝鮮による一連の拉致疑惑の中に、新市の市民がいることも忘れてはなりません。テロ行為が私たちのすぐ身近で行われ、戦争も外交の最終手段と言われる中で、いつ有事が起こり得るのか、テロ行為が勃発するのか。もしそのときを迎えたとしたら、その被害の規模はいかなる自然災害をも凌駕する危険性をはらんでおります。

いつの時代であっても、悲劇は戦争に巻き込まれた民間人にあります。第2次世界大戦の記録をたどってみても、直接戦闘で亡くなる戦闘員の数より、戦闘に巻き込まれたり餓死、病死によってその命を奪われた民間人の数が圧倒しており、遺族、遺児の苦労、悲惨さは計り知れません。そのときに行政に携わる者として何ができるのか、地方公共団体として住民の被害を最小限にとどめ、

生命、財産、安全をいかに保護できるのか。

本条例案は、決して戦争を増長するものでも、擁護するものではないと考えます。純粋に市民を有事の脅威から保護するものにとらえ、賛成するものであります。

最後に、本条例案が制定されようとも、発動するときに未来永劫来ないことを心よりご祈念申し上げ、本条例案に対する賛成討論を終わります。

議長（松尾徹郎君）

次に、松田 昇議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松田議員。〔30番 松田 昇君登壇〕

30番（松田 昇君）

議案第4号、糸魚川市国民保護対策本部及び糸魚川市緊急対処事態対策本部条例の制定について、議案第5号、糸魚川市国民保護協議会条例の制定について、市民ネットを代表して反対の立場で意見を申し上げます。

糸魚川市国民保護対策本部及び糸魚川市緊急対処事態対策本部条例の趣旨に、市民の安全、自由、権利の関係が明記されておらず、本部長、対策本部、部、現地対策本部などの規定が不明確であり、報告の承認などの市議会との関係も制定されていません。

糸魚川市国民保護協議会条例もその趣旨において、市民の安全、自由、権利の関係を全く明記せず、委員、専門委員、幹事、部会といった規定が極めて不明確で、会長に運営に関し必要な事項の決定をゆだねており、市議会との関係も何も定められていません。

さらに両条例とも職務を命じられた職員の思想、信条の自由や信教の自由を理由に拒否できるなど、職員の自由と権利の関係も不明確であります。

とりわけ市議会との関与が不明確で、民意が議会を通して反映される回路も保障されておらず、計画等を民主的にチェックする手だてがありません。これは市議会を軽視するものであり、地方自治及び民主主義の根幹にかかわるゆゆしき問題です。安全と自由、権利の保障をされるべき市民の要望や、異議の反映される手だてがないのに等しいと言わざるを得ません。

さらに、糸魚川市国民保護協議会条例は40人以内で組織するとあります。構成メンバーには平和運動関係者や人権擁護団体関係者、労働組合代表や市民代表などを入れられ、広く市民の意見が反映されるよう求めます。

条例は委員の過半数の出席で会議が成立し、過半数で議決するとされており、10人の賛成で決められることになっています。そのために40人を超えることも、ぜひ私は検討してほしいと思います。

国の対処措置に対する協力の責務を、ただ遂行することを担うというのであれば、自治体の自治をみずから否定しかねないという、地方自治の本旨にかかわる問題性を両条例とも持っていると言わざるを得ません。

以上のような問題点を多く含んでいる両条例の制定について、反対するものであります。

議長（松尾徹郎君）

次に、鈴木勢子議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。〔19番 鈴木勢子君登壇〕

19番（鈴木勢子君）

19番、鈴木です。議案第8号、糸魚川市支所設置条例の一部を改正する条例の制定について反対いたします。

本案では、能生支所を能生事務所、青海支所を青海事務所に改めるものでありますが、合併1年を経過して、市民がやっとこの名称に慣れ、定着してきたことは言うまでもありません。合併2年目にして、組織機構の見直しに伴い名称を変更し、支所の権限を強化すると提案しておりますが、支所強化への具体的な形が示されておられません。

事務所という呼び名変更についてのマスコミ報道に、どこの会社の事務所なのかという厳しい声も寄せられており、何よりも市民がこれまで定着してきた名称に、混乱と不安を抱かさせていることも事実であります。また、市長の諮問機関である地域審議会に諮ることもなく今回提案されたことに、委員からは、地域軽視ではないかとも言われております。

昨年3月19日、1市2町の合併はまさに対等合併でありました。編入合併を行った上越市においても、近隣の町村の名称決定に至るまでは市民と論議し、単に事務所ではなく、各地域に総合という名をつけ総合事務所としました。当新糸魚川市も事務所という名にこだわるなら、せめてそれぞれ青海総合事務所、能生総合事務所とし、地域総合を所管する意味合いのネーミングにすべきであります。

以上の観点から、私は議案第8号の名称変更反対いたします。

議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号、糸魚川市職員の修学部分休業に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第3号、糸魚川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第4号、糸魚川市国民保護対策本部及び糸魚川市緊急対処事態対策本部条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第5号、糸魚川市国民保護協議会条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第6号、糸魚川市公告式条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第7号、糸魚川市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第8号、糸魚川市支所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号、糸魚川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号、糸魚川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号、糸魚川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号、公益法人等への糸魚川市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第13号、糸魚川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

+

次に、議案第14号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第15号、糸魚川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第16号、糸魚川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第17号、糸魚川市総合計画審議会条例及び糸魚川市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第18号、糸魚川市基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第19号、糸魚川市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。



本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第20号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第21号、合併に伴う糸魚川市国民健康保険税条例の適用の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第22号、糸魚川市有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第30号、糸魚川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第31号、糸魚川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第68号、辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第69号、財産の貸付料の免除についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第1号、地方切り捨てをせず、住民の安全と安心を守る公的機関の役割を重視し、住民のサービス向上を求める陳情についてを採決いたします。

本陳情に対する採決は起立により行います。

本陳情に対する委員長報告は不採択であります。

本陳情を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立少数であります。

よって、本陳情は不採択とすることに決しました。

日程第4 議案第101号及び同第102号、議案第130号及び同第131号、  
議案第133号及び同第134号、請願第2号、発議第3号

議長（松尾徹郎君）

日程第4、議案第101号及び同第102号、議案第130号及び同第131号、議案第133号及び同第134号、請願第2号、発議第3号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

五十嵐健一郎建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐委員長。〔22番 五十嵐健一郎君登壇〕

22番（五十嵐健一郎君）

本定例会初日に、当建設産業常任委員会に付託されました案件は、

議案第101号 市道の認定について

議案第102号 市道の変更について

議案第130号 平成17年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算（第2号）

議案第131号 平成17年度糸魚川市宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）

議案第133号 平成17年度糸魚川市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第134号 平成17年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）

請願第2号 糸魚川労働基準監督署の存続を求める請願であります。

以上の案件につきましては、去る3月10日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について報告いたします。

結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり議案6件については、いずれも原案可決、請願第2号については採択であります。

なお、請願第1号、生活保護基準以下の最低賃金の抜本改正を求める請願につきましては、継続であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第134号の浄化槽整備費の中で、150基予定していたのが半分というのはどういう背景か。今後の改善策はどうかの質問に対し、中山間地では高齢者の世帯が多いということと、若い世代が住んでくれる確証がない中で、浄化槽の設置にためらいを持っている方が多いというのが大きな原因の1つと知っている。広報等でのPRはしているが、もう少し地元に出向いての説明会等の対応も、今後必要ではないかと思うとの答弁がありました。

その他、質疑がなされましたが、特段ご報告すべき事項はありません。

続いて、請願第2号、糸魚川労働基準監督署の存続を求める請願については、異議なく採択となりました。

これにより本請願は意見書提出を願意としていることから、発議第3号を提出いたします。

これより提案説明を行います。

発議第3号、糸魚川労働基準監督署の存続を求める意見書。

糸魚川地域における労働環境の向上、労働安全に労働基準監督署は重要な役割を果たしてきました。

現在糸魚川地域で多くの労働相談が寄せられております。また残念ながら労働災害が昨年を上回る件数で発生しており、より労働基準監督署の機能の充実が求められております。

このような現状の中で、労働基準監督署が再編され高田労働基準監督署に統合されれば、労働相談サービスの低下、また事業所への抑止効果も薄れ地域の労働安全に大きな問題を残すことになりかねません。

糸魚川地域の事業主が安心して事業を営み、勤労者の安全を確立するために、糸魚川労働基準監督署の存続はどうしても必要と考えます。平成19年3月31日をもって高田労働基準監督署に統合する方針を撤回し、糸魚川労働基準監督署の存続と機能の充実を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第101号、市道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第102号、市道の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第130号、平成17年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第131号、平成17年度糸魚川市宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第133号、平成17年度糸魚川市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第134号、平成17年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

この際、議事の都合により発議第3号についてを先議いたします。

おはかりいたします。

これより発議第3号、糸魚川労働基準監督署の存続を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより請願第2号、糸魚川労働基準監督署の存続を求める請願については、採択すべきものとみなします。

日程第5．議案第23号から同第29号まで、議案第32号から同第43号まで、  
議案第72号から同第100号まで、議案第103号及び同第104号

議長（松尾徹郎君）

日程第5．議案第23号から同第29号まで、議案第32号から同第43号まで、議案第72号から同第100号まで、議案第103号及び同第104号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

五十嵐健一郎建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐委員長。〔22番 五十嵐健一郎君登壇〕

22番（五十嵐健一郎君）

本定例会初日に、当建設産業常任委員会に付託されました案件は、議案第23号から同第29号まで、議案第32号から同第43号まで、議案第72号から同第100号まで、議案第103号及び同第104号であります。

以上の案件につきましては、去る3月10日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について報告いたします。

結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第34号から同第90号農林水産課、集会施設の指定管理者の指定関連で、建物の火災保険はどうか。また、区長、農区長の方々に対しての説明会、並びに市への要望、意見はどうかの質問に対し、火災保険については地元負担で加入していただいている。1月30日に関係団体の関係者、代表者にお集まりいただき、全体で制度の概要と新たに指定をさせていただくという説明と、もろもろの手続についてお話をさせていただいた。

実態として、建設当初から地元の方に管理をお願いしてある。名義が市ということであり、地元と委託契約を結び、無償でお願いした。今回の移行に際しては、地元の方もご了解をいただいたとの答弁がありました。

その他、質疑がございましたが、特段ご報告すべき事項はありません。

以上で、建設産業常任委員会の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第23号から同第29号まで、議案第32号から同第43号まで、議案第72号から同第100号まで、議案第103号及び同第104号についてを一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第6．議案第44号から同第49号まで、議案第61号、議案第63号、  
議案第108号から同第110号まで、議案第126号から同第129号まで

議長（松尾徹郎君）

日程第6．議案第44号から同第49号まで、議案第61号、議案第63号、議案第108号から同第110号まで、議案第126号から同第129号までを一括議題といたします。

本案については休会中、文教民生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

倉又 稔文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

本定例会初日の本会議において、当文教民生常任委員会に付託となりました議案第44号から同第49号まで、議案第61号、議案第63号、議案第108号から同第110号まで、議案第126号から同第129号まで。

以上の議案15件については、去る3月13日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について報告いたします。

結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、議案15件については、いずれも原案可決であります。

審査の過程における主な事項を報告いたします。

議案第46号、糸魚川市環境美化推進条例の制定については、担当課より、本条例は良好な生活環境の保全、美化、ごみの減量を推進し、清潔で美しいまちづくりを目指すために市民の意識高揚と啓発に努める目的との説明を受けました。

罰則規定はあるが、適用はどのように考えているかとの質問に対し、よほど悪質なものは別だが、罰則ありきではないとの答弁でした。

議案第47号、糸魚川市障害者介護給付費支給審査会の委員の定数等を定める条例の制定については、具体的な考えはあると思うが、委員7名の中に障害者も入れてほしいとの要望に対して、委員には、精神科医、内科医、精神保健福祉士、身体障害者福祉に携わる者、知的障害者福祉に携わる者、理学療法士などを考えており、障害の方の代表も視野に入れながら検討したいとの答弁でした。

議案第48号、糸魚川市こころの総合ケアセンター条例の制定については、障害者の自立、就労を含めて、充実した相談窓口にしてほしいとの要望に対し、3障害者の相談窓口は福祉事務所が担当することになっているが、こころの総合ケアセンターの中に相談窓口を持っていきたいという構想で検討中との答弁でした。

議案第61号、糸魚川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、民間介護事業者が多数参入してきており、民間事業者は営利を求めている関係上、元気なお年寄りを勧誘することになる。介護保険料の値上げにつながらないかとの質問に対し、民間施設はふえてきているが、ケアマネジャーによるケアプランを立てて施設利用をしているため、健康な人にまでサービスをすることはないと答弁がありました。

また、介護保険に対して、市の具体的計画が見えない。値上げありきで積算したのではないかとの問いに、介護保険計画を見ても今後がわかりにくいという点は否めない。保険料は今までの実績に基づき、今後の推計の上に積算した結果との答弁でした。

議案第108号、議案第109号、議案第110号の財産譲与については、法人に所有が移るわけだが、大規模修繕を行う場合は、市は支援を考えているかとの問いに、民設民営とは大規模修繕も各法人の負担により行うということで、市の支援は考えていないとの答弁でした。

このほか幾つかの質疑応答がありましたが、特段報告をすべき意見、要望もなく、議案第61号は起立採決の結果、残り14議案については簡易採決の結果、可決しています。

以上で、文教民生常任委員会の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

議案第46号、糸魚川市環境美化推進条例の制定について、議案第61号、糸魚川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

環境美化推進条例についてであります。自然環境、生活環境の保全、美化については、だれしも望むところであり。そのために市がリーダーシップをとって、美しいまちづくりに取り組まなければいけないのは当然であります。

その基本となるのは、市民の理解と協力であり。罰則で、環境美化意識が向上するわけではありません。市民と一緒に取組む姿勢が、不可欠であります。一番よいのは、罰則などなくても自然環境、生活環境の保全、美化が図られることであり。そのためには市はもちろん、あらゆる関係者、市民の協力が必要であります。罰則を設けるとしても、十分な論議を踏まえた上で実施する必要があります。

第2条で定めるごみには、空き缶やたばこの吸殻、紙くず、電気製品、タイヤ等、幅広い対象が



入っております。規制の対象には、市民、市内の事業者、団体だけでなく、市外の方たちも含まれております。

また、第6条、土地所有者等の責務として、ごみが捨てられないような対策を講じることも義務づけられておりますが、これらを実施していくためには、周知徹底を図ることが必要であり、そのためにも十分な論議と、市民の理解と協力が大事であります。

条例の施行は4月1日で、罰則を定めた第15条は、7月1日とされておりますが、論議不十分で、周知徹底と市民の理解、協力をいただくには、期間が短過ぎると考えますので、本案には賛成できないものであります。

介護保険条例の一部改正であります。第3期計画での料金改定であります。

第1号被保険者の区分が、5段階から6段階となっております。基準額が月額3,980円となり、旧糸魚川500円、旧能生1,080円、旧青海380円の値上げであります。合併後の大変さは理解しますけれども、議会及び市民に対する説明責任が、きちんと果たされた後の改定とは言いがたく、本案には賛成できないものであります。

以上であります。

議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第44号、糸魚川市老人福祉センター条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第45号、糸魚川市軽費老人ホーム条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第46号、糸魚川市環境美化推進条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第47号、糸魚川市障害者介護給付費等支給審査会の委員の定数等を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第48号、糸魚川市こころの総合ケアセンター条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第49号、糸魚川市清掃センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第61号、糸魚川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第63号、糸魚川市医療技術者修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第108号、財産の譲与についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第109号、財産の譲与についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第110号、財産の譲与についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第126号、平成17年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第127号、平成17年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第128号、平成17年度糸魚川市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第129号、平成17年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7．議案第50号から同第60号まで、議案第62号、  
議案第64号から同第66号まで、議案第105号から同第107号まで、  
議案第111号から同第123号まで

議長（松尾徹郎君）

日程第7．議案第50号から同第60号まで、議案第62号、議案第64号から同第66号まで、議案第105号から同第107号まで、議案第111号から同第123号までを一括議題といたします。

本案については休会中、文教民生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

倉又 稔文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

本定例会初日の本会議において、当文教民生常任委員会に付託となりました議案第50号から同第60号まで、議案第62号、議案第64号から同第66号まで、議案第105号から同第107号まで、議案第111号から同第123号まで。

以上の議案31件については、去る3月13日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について報告いたします。

結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、議案31件については、いずれも原案可決であります。

審査の過程における主な事項を報告いたします。

議案第51号、糸魚川市福祉会館条例の一部を改正する条例の制定については、施設と運営について今後の考えを聞かせてほしいとの問いに対し、施設は市の直営で管理する。施設と実際の作業所等の運営を切り離して考えてほしい。作業所は保護者会が運営しているが、障害者自立支援法では、法人格を有することが必要ということで、4月に入り保護者会の役員が決まった段階で、具体的な協議をしたいとの答弁でした。

議案第62号、糸魚川市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定については、同セ

ンター「まがたま」は建設されてから10年ほどたっているが、この間、ホール部分も含め使用条件に一貫性がない。指定管理者制度に移行する中で、決まり事はしっかりと整理ができているかとの問いには、指定管理者に移行するときに契約や協定を結ぶことになっており、その段階で協議、検討したい。検討した結果は、広報等で周知したいとの答弁でした。

このほかに何点かの質疑応答がありましたが、特段報告すべき意見、要望もなく、31議案すべてを可決しています。

以上で、文教民生常任委員会の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第50号から同第60号まで、議案第62号、議案第64号から同第66号まで、議案第105号から同第107号まで、議案第111号から同第123号までを一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第8．議案第125号

議長（松尾徹郎君）

日程第8．議案第125号、平成17年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

斉藤伸一総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

議案第125号、平成17年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）につきまして、当総務財政常任委員会に分割付託となりました関係部分について、去る3月9日に審査が終了しておりますの

で、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

なお、結果につきましては、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。  
経過について報告いたします。

企画課関係の歳入歳出の糸魚川地域ニューにいがた里創プラン推進事業では、今年度、ヒスイ文化フォーラム「歌劇奴奈川姫」の歌の上演、奴奈川楽苑、姫の国ジュニアカレッジなどの活動を進めてきており、当初予定しておりました舞台芸術の陣の実施について、県からの事業の抜本的な見直し提案を受けたことなどを背景に、実施しなかった事業の減額との説明。

委員より、糸魚川地域ニューにいがた里創プラン推進事業の今後どのように生かしていくかの質問に、今後も事業を進めていきたいということで、市の単独費で対応したい。歌劇についても歌の会を継続し、平成20年に歌劇をもう一度やりたい。その際の費用の問題だが、市長も手助けしたいということと、民間の方の意見もあり、それらに対応して県へも働きかけをしていくとの答弁がありました。

なお、委員より、里創プランを使ってどれだけ情報発信をして、糸魚川市のまちおこしにつながるかが重要。今後も歌劇の奴奈川姫をやるのなら、そのつなぎをどうやって持っていくのか頭に入れなければだめ。著作権の問題もあり、舞台監督の話もある。そういった部分も全体に積み上げていくと、とんでもないお金になる。お金はもっと安くなるイベントであり、市民だけでもできるイベントの発想で、自分たちのものにしていただきたいとの要望と、商工観光課や観光協会も含めて、糸魚川市全体として、どうするかということを考えていただきたいとの意見がなされております。

その他の補正につきましては、若干の質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、総務財政常任委員会の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

次に、五十嵐健一郎建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐委員長。〔22番 五十嵐健一郎君登壇〕

22番（五十嵐健一郎君）

議案第125号、平成17年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）のうち、当建設産業常任委員会に分割付託されました関係部分につきましては、去る3月10日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果につきましては、委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

農林水産課関係では、中山間地域等農業振興事業で約10%の減額であるが、その背景と今後の対策はどうかの質問に対し、16年度末で糸魚川管内の協定数は59集落あった。17年度は46集落であり、13集落が減っている。面積についても57万4,000平米ほど直払いから除外されている。集落は高齢化していることから5年間、農地を守っていくのは困難だということから離脱された集落がある。

今後の対策については、現在、懇談会等を地域に入って担い手、ないしは認定農業者、生産組織

ということで受け持つ母体がつかれないか。地域と懇談を深めさせてもらっている。まとめ次第報告し、ぜひ継続する農業を目指して地域に入っていきたいと考えていると答弁がありました。

その他、質疑がなされましたが、特段ご報告すべき事項はありません。

以上で、建設産業常任委員会の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

次に、倉又 稔文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

議案第125号、平成17年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）のうち、当文教民生常任委員会に分割付託となりました部分につきましては、去る3月13日に審査が終了していますので、その経過と結果につきまして報告申し上げます。

なお、審査の結果につきましては、委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査過程における主な事項を報告いたします。

健康増進課関係の医療対策事業の減額は、医療技術者修学者が1名減との説明であったが、現在対象者は何名いるのかとの質問に対し、看護師・保健師23名、作業療法士3名、理学療法士5名の計31名との答弁がありました。

他の自治体の取り組みで、同じような制度により地域の医療機関に就職する段階で、貸与した金額を全額返還して、他の地域へ移動したという話を聞いた。そうならないように、卒業後は絶対に当市に残るような条件が必要ではないかとの要望がありました。

教育委員会関係の小学校舎等耐震診断については、診断の結果、糸魚川小学校は耐震力不足、青海小学校は耐震補強が必要ということであったが、この結果をどのようにとらえているかとの質問に対し、青海小学校体育館は耐震補強が必要ということで、新年度予算に計上させてもらった。糸魚川小学校については結果が出たばかりなので、今後どのようにしていくかを検討していかなければならないとの答弁でした。

このほかまちづくり課関係、福祉事務所関係も含め、幾つかの質疑応答がありましたが、特段報告すべき事項はなく、異議なく可決しております。

以上で、文教民生常任委員会の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

これより議案第125号、平成17年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後 1時00分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第9．議案第135号から同第147号まで

議長（松尾徹郎君）

日程第9、議案第135号から同第147号までを一括議題といたします。

本案については休会中、予算審査特別委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大矢 弘予算審査特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢委員長。〔25番 大矢 弘君登壇〕

25番（大矢 弘君）

本定例会初日に設置されました予算審査特別委員会に付託となりました案件について、去る3月14日から17日にわたり委員会を開催し、審査いたしました。

その経過と結果について報告いたします。

議案第135号、糸魚川市一般会計予算、議案第136号から第145号までの特別会計予算、議案第146号、同第147号の企業会計予算の計13議案につきましては、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査の過程における主な意見についてご報告申し上げますが、議長を除く28名で構成された委員会であることから、詳細な報告は省略させていただき、ごく簡略してご報告することにあらかじめご了承願います。

議案第135号、一般会計予算において、2款、総務費では、地域情報ネットワーク実施設計委託料1億円について、説明では、地域イントラネットワーク整備の設計費として1,000万円、



加入者系ネットワーク整備事業として9,000万円を見込んでいるとのことであるが、かなり漠然としている。NTT方式か、CATV方式でいくのか、この方針が決まらなければ実施設計に入らないとのことだが、スケジュールについてはいかがか。

CATV方式で行う場合、事業採択等から急ぐ必要がある。基本的なシステムをどう構築し、いつまで方針を決定するのかとの問いに対して、スケジュールを見ながら予算計上をしている。その中で、どのようなものを、どう進めていくかを検討しているわけであり、ご理解いただきたい。

また、市民の理解や、我々が納得いくまで検討させていただかないと決断ができない。予算を上げない限り調査もできないわけであり、いろいろな意味で対応できるものを上げさせていただいた。あくまで予算として理解いただきたい。幅の広い部分があり、いろいろ調査させていただき、細かな部分については、委員会へ報告させていただきたいとの答弁がなされた。

4款、衛生費では、総合健康センター整備事業の設計業務委託料3,000万円について、資料によると延べ面積が2,000平米から2,500平米となっている。延べ床面積が500平米違うと相当違う。昨年の6月予算のとき、基本計画は500万円で委託することになっていた。基本計画が明確になっていない中で、設計委託費を計上する予算の盛り方、また、委託化したものに対して理事者の意向が反映されてない。行政のあり方としていかがかとの問いに対して、基本計画についての成果品が今月末上がってくる。新年度予算を編成するに当たり、現施設の機能を保持するとともに、新たな機能としていろいろな施設について検討している。

2,000平米から2,500平米という関係について、1つには水中運動用のプールが必要かどうかということもあり幅が出てきた。現在、策定委託している業者により、類似施設を取り扱っている関係から聞き取り予算計上をした。新年度で取り組むという姿勢のもとでの予算計上であり、理解いただきたいとの答弁がなされた。

また、保健センター整備事業1,220万円について、今の場所でいいのか。アクセスの関係や、こころの総合ケアセンターができ作業施設もある。単に保健センターの増改築ではなく、市内の施設の配置、まちづくりについて庁内でじっくり検討し、慎重に対応していただきたいとの意見に対して、場所について、健康センターとの絡みも検討課題として上げてあり、報告を待つて内部で検討していきたい。いずれにしても、2つの施設については取り組んでいきたい。また、具体的には委員会等へ情報を提供していきたいとの答弁がなされた。

7款、商工費では、指定管理者制度導入に伴い、親不知ピアパークの展示室有料化について、あそこへ展示した経過については、橋立ヒスイ峡で天然記念物が荒らされるということから始まっている。旧青海の議会でもいろいろ話が出たが、文化財を飾るもので有料にするのはおかしいし、逆に文化の発信の場という議論を重ねてきた。

そういう背景を考えないで、無料にするというやり方はおかしいのではとの問いに対し、観光施設について、合併しての一体性ということで検討してきた。数多い中で、無料施設というのはピアパークの展示室ということであり、今回、指定管理者制度導入に当たり、親不知企画との話し合いを何度か行った。管理料もかかっていることでもあり、有料施設とすれば収入が期待できる。波及効果としてもあることは聞いてきたが、現実の問題として経営状況というものもかんがみ、経費削減、見直しを図る中で、有料化ということで提案したものととの答弁があり、さらに、観光施設としてバランスをとって有料化にしていくという考え方はわかるが、指定管理者制度への移行期間は現

状維持のまま変更しないとしてきたはずである。また、決定するに当たり、事前に所管の委員会や行政改革の委員会に出していない。知らないところで決められている、やり方自体おかしいなどの論議の後、施設については指定管理者制度適用の施設であり、協議をさせていただきながら、議会等と協議が整うまでの間は、現行どおりという形にさせていただきたいとの答弁がなされた。

本件については委員会の集約事項とし、親不知ピアパーク施設条例の一部改正の中で、新たに展示室の利用料金の徴収に当たっては行政改革調査推進特別委員会で、各施設の運営については現行を継続するとの確認をしてきたところであり、本件についても踏襲すべきである。今後料金の徴収に当たっては、常任委員会と協議を進めながら理解を得て対処することとしております。

このほか活発な論議がされておりますが、報告は省略させていただきます。

最後に、予備日まで含めた4日間の審査、また、委員会開始時間を1時間早めたり延長したりと、長時間、長期間にわたる委員会審査にご協力賜りありがとうございました。心よりお礼を申し上げ、委員長報告といたします。

失礼しました。商工費の中で「そういう背景を考えないで無料にする」という項は、「そういう背景を考えないで有料にする」ということであります。どうも失礼しました。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

議案第135号、平成18年度系魚川市一般会計予算について反対討論を行います。

合併後、2回目の新年度予算であります。当初予算額は約286億円で、対前年比0.5%の増であります。歳出では、款で言うと土木費が20.9%、公債費が15.6%、民生費が14.7%、教育費12.6%の順になっております。歳出でふえているのは、教育費で約4億3,000万円、減っているのは、公債費で約4億6,000万円であります。

当市の特徴は、県内市町村の平均では民生費の割合が一番多いのに対し、土木費が一番多いこと。普通建設事業費が一貫して高水準で推移していることでもあります。新市建設計画においては施設建設、大型公共事業がメジロ押しであります。地方自治体の仕事は、住民の福祉の増進を図ることが基本であります。厳しい経済状況にあるからこそ、暮らし応援の市政が求められていると思います。

4款、衛生費では、総合健康センター整備事業として、設計業務委託料3,000万円が計上されております。新市建設計画では、16億円の概算事業費を見込んでいます。現施設

は、耐震補強をすればまだ使えると思いますし、広い市域の中で健康づくりのために1カ所に大きな施設をつくっても、あまり効果はないと考えるものであります。

う蝕予防事業については論争中のものであり、このようなものを教育や保育の場に持ち込むのはよくないと考えます。歯みがきの生活習慣をきちんと身につけさせることが、一番大事なことであると考えます。

7款、商工費では、スカイパーク事業で、毎年1億円を超える繰り入れをしております。市の所有する2つのスキー場に対する支出の限度額を定めて、それに沿って抜本的対策を講じるべきと考えます。まだ手をつけ始めたばかりであり、明確な市の持ち出しの限度がありません。すっきりさせるべきであります。

10款、教育費では、中学生海外派遣事業、オーストラリアに40名派遣の補助金等約700万円ですが、40名という限られた人数で、家庭の経済力によって参加が制約されるようなやり方は、改めるべきではないか。義務教育の段階での取り組みとしては、ふさわしくないのではないかと思います。視野を広くということであれば、別の取り組みを検討したらどうかと思います。

能生生涯学習センター整備事業は、これから具体化するとのことですが、新市建設計画では16億円の概算事業費が見込まれているものであります。建設が予定されているところには、まだ新しい施設もありますし、体育館も耐震補強すればまだ使えるのではないか。南能生体育館のように、もっと古い施設もあります。そちらを優先すべきではないかと思えます。使えるものは使って、市民の切実な要望にこたえる姿勢が必要と考えるものであります。

以上、反対討論といたします。

議長（松尾徹郎君）

次に、高澤 公議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

高澤議員。〔12番 高澤 公君登壇〕

12番（高澤 公君）

新生クラブの高澤です。私は議案第135号、平成18年度糸魚川市一般会計予算に賛成の立場で討論を行います。

私は、平成18年度予算は大筋で認めるに値するものだと考えております。日本の景気動向は上向いているとはいえ、まだまだ一部の特定された範囲でのことで、地方には厳しい状況にあります。

当市、平成18年度予算歳入においても当今の時代背景が厳しい影響を与え、歳入の基本となる市税、あるいは交付税が減収となっています。しかし、その分、行政の仕事の報酬とも言うべき国庫支出金をふやすなど、全体的に意欲的な姿勢がうかがえます。加えて、公債費を減らし、義務的経費を削減するなど、長期的視野に立った財政対策も確実に行われております。さらに、困難な状況下でありながら投資的経費を増額させるなど、全体的に見ても昨年度を上回る予算編成は、住民のサービス向上を重視した行政の真摯な姿勢がうかがえると思えます。市長、三役、新体制による職員の一層の努力に期待するところであります。

歳出では、市長が目指す「便利で安心の快適都市づくり」ということで、交通ネットワークの策定とその整備、住民生活に密着した利便性を求めています。また、目まぐるしく進歩する情報通

信分野においても、当市に合った整備方法を模索、研究しておりますし、その整備は目前でありませぬ。全市民が共通の情報を有し、協働の社会構築に一体感を持って活動できることは、すばらしいことと思ひます。

「自然がおいしい生活都市づくり」では、都市計画マスタープランを作成し、糸魚川市の将来像を見つめながら、各種インフラ整備や防災対策に取り組み、安心、安全の社会づくりを目指しながらも、なお地球環境にやさしい資源リサイクル、あるいはクリーンエネルギー政策も推進していこうというあらわれがあります。

「翠輝く教育文化都市づくり」では、今回の補正対応も含め学校の建設、学校の施設整備、備品整備に大きな予算を計上しています。大事な子供たちへの思ひは、そのほかにも相談員、補助員、助手の配置など、細部にわたって見られるところでありませぬ。また、地域コミュニティの拠点となる公民館整備やスポーツ設備の充実など、市民の親しみやすい事業が具体的な形であらわれていると思ひます。

「ふれあいすこやか健康福祉都市づくり」では、少子・高齢化社会へ対応する施策が充実してきたことがうかがえます。乳幼児医療費助成を小学校入学前まで対象を拡大したり、児童手当対象者の拡大をしたり、保育料軽減の継続など住民負担の軽減に力を入れています。

一方、高齢者には交通費助成として、全市一律に75歳以上を対象としました。福祉施設の充実と福祉サービスの向上は、年々進んでいると思われませぬ。介護予防、健康づくりも今後の重点課題として取り上げられております。

新たな施策として、障害者自立支援法に基づくものがありますが、いち早く障害者福祉計画を策定することとしております。今後実施が始まれば細かな調整、あるいは計画の部分的な見直しも出てくるかと予想されませぬが、ぜひ柔軟な対応で障害者支援をよろしく願ひたいと思ひます。

市の抱える大きな問題として、地域医療体制の確立、安定継続の問題があります。市長も日夜奮闘されておられますが、住民の安全、安心のために一層の努力を望むところだと思ひます。どうぞよろしく願ひをいたします。

「交流いきいき産業都市づくり」では、中小企業への各種助成をはじめ、第1次産業の育成、支援体制の充実がうかがえます。地元の産業を応援することは、市の運営にとってもあらゆる面で必要なことであり、その結果がよければ市の体力も増し、他の施策も含め全体的に好転していくものと思われませぬ。一朝一夕に事はなりません、観光開発も含め、たゆまぬ努力を願ひするものであります。

「自立と協働の躍動都市づくり」では、まさに元気を出して頑張ろうというような気持ちがいじみ出ております。元気な人づくり、元気な地域づくりは、糸魚川市全体の活性化に欠かせないことだと思ひます。まちづくりパワーアップ事業では、大幅に事業費を増額いたしました。これは各地区にいる活動家、元気人に、ますますやる気と活力を与える事業だと思ひます。金額的には少ない事業ですが、その意気を了とするものであります。みんなで力を合わせ、躍動する都市をつくり上げたいものと思ひております。

冒頭にも述べましたが、大変苦しい財政事情の中、昨年を上回る予算編成は、まさに評価に値するものではないかと思ひます。行政も新年度から、新体制で臨むことになりました。この予算を新体制で実行するわけですが、体制が運営するものではありません。あくまでも人が運営するという

ことで、市長以下、職員の一層の努力をお願いし、私の議案第135号、平成18年度一般会計予算の賛成討論にいたしたいと思います。

ありがとうございました。

議長（松尾徹郎君）

次に、鈴木勢子議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。〔19番 鈴木勢子君登壇〕

19番（鈴木勢子君）

19番、鈴木です。議案第135号、平成18年度系魚川市一般会計予算、一部反対いたします。まず、主たる反対の討論をいたします。

3款、民生費、介護予防地域支え合いの、食の自立支援事業についてであります。福祉は数から質の時代へと言われる中で、本市においても対象者へ、単に食べさせればよいという発想から、その質の向上ができるはずはありません。環境美化条例が制定の中、環境に配慮した食器の使用を進めるべきであります。発注する市は、委託する業者のペースではなく、高い理念を持って行政として自立してほしいと思います。食の自立とは、生きるための自立であり、今後、本来の目的にふさわしい事業の展開を望むものであります。

次、4款、衛生費、保育園、幼稚園、小中学校の集団現場における劇薬フッ化ナトリウムによるフッ素洗口と、3歳未満児の高濃度のフッ素塗布について反対いたします。

新潟県はWHOを前面にして、これまでフッ素の安全性と有効性を強調してきましたが、今日、WHOの見解も大きく変わり、その安全神話も崩れ始めております。

当市のフッ化ナトリウムによるう蝕予防事業を見直すべきと、昨年6月定例会のこの場でも反対をいたしました。その後、保護者へのインフォームドコンセントもなされず、また、アレルギー疾患の児童生徒への配慮もなく、同意書ひとつとっても改善策が見られず、今日に至っております。

真に児童生徒の健康を考えるならば、薬物に頼らない虫歯予防を進めるべきであることは言うまでもありません。本来、虫歯予防は家庭のしつけとして行うべきで、伝染力のないものを集団現場に持ち込むことに反対であります。

10款、教育費、中学生海外派遣事業についてであります。

全中学生のわずか3%の生徒のための事業予算に反対いたします。事業費904万4,000円のうち、添乗業務委託料98万4,000円が計上されています。これは文部科学省が定めている業務委託料15%の上限枠であります。いかがなものでしょうか。

また、義務教育の中で選抜して行うこの事業に、家庭の事情などで参加できない生徒への配慮もありません。市長が主張する、人と人があらゆる面でのつながりをつくるという姿勢に、大きく逆行する事業であります。次世代を担う地域の生徒のために国際交流、国際理解を目的とするなら、大人たちが知恵を出し合い、別の事業を展開すべきと考えます。

次に、市民への広報や情報伝達についてであります。2款、総務費、地域情報化事業で計上されております情報基盤整備についても検討されていくという中で、いずれの方法を選択するにせよ、何年か先になる整備事業計画であります。

そこで、新年度の市広報やお知らせばん、ホームページなどは、市民のだれも見やすく、わかりやすい内容に努めるべきことは、公の責務として当然であります。多額の経費をかけずにできる、高齢者向けの広報紙や子供新聞の発行など情報伝達もあることを、市は視野に入れて広報活動を展開すべきと考えます。

また、市長就任の施政方針では、多くの市民の知恵と行動力を結び、職員とともに汗をかき、誠心誠意行政の運営に当たる所存であると結んでおります。2款、総務費、青海支所建設事業費では、2階にサポートセンターも設置されておりますが、本来の目的である、市民が使いやすい設計とは言えません。民意が反映されているという設計図面であることは、一目瞭然であります。

合併2年目を迎える糸魚川市は市民参画により、最少の経費で最大の効果を上げるべく市政運営に当たってほしいと願うものであり、議会本来の機能である批判と監視の観点から、私は平成18年度糸魚川市一般会計予算、その一部を反対いたします。

議長（松尾徹郎君）

次に、畑野久一議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

畑野議員。〔26番 畑野久一君登壇〕

26番（畑野久一君）

新政会を代表いたしまして議案第135号、平成18年度糸魚川市一般会計予算に対しまして、若干の意見を付して賛成討論を行います。

行政展開の指針となる総合計画は策定途上にある一方、厳しさを増す地方自治体の財政状況のもとで歳入財源の確保に努め、歳出では義務的経費3.3%の減、投資的経費では5.0%の増を図る、総額286億2,100万円、対前年0.5%アップの本年度予算は、総体的に見て一定の評価をするものであります。

特に歳出において、次の取り組みは米田市長の特色を示し、今後の成果に対し私たちは大いなる関心と期待を寄せるものであります。

1、農業・林業・漁業、各振興協議会負担金は、地域資源を生かした当市の一次産業である農林水産業の新たな振興を図るため、17年度において県地域振興局、各業界などと当市が一体となり組織化したものであり、18年度以降、具体的取り組みと、その成果に期待するものであります。

2、やる気、元気のみちづくり、パワーアップ事業の新設は、今後の自主的地域づくり活動活発化の起爆剤として、評価するものであります。

3、免許資格受験料助成の人材育成事業は、若者の地元定着にぜひ結びつく事業として、利用促進のPRに努めるとともに、一層その内容の充実を求めます。

4、旧糸魚川地域の幹線道路となる中央大通り線、第4期事業1,295メートルの平成19年度末、いわゆる1年繰り上げ完成見込みは、市長をはじめ担当課の努力であり、高く評価したい。

5、従来より市民要望が大変強い道路新設、改良事業のアップは、克雪対策の一環でもあり、降雪時前の完了に向けた担当課の積極的な取り組みを期待します。

次に、予算執行に当たって、次の4点について意見を申し上げます。

1、米田市長は就任2年目を迎えるので、ご多忙とは思いますが、極力在庁時間の確保に努め、

庁内で早期に主要課題の取り組み方針を固め、米田市政の具体的前進を図っていただきたい。

2、市民が求める合併効果及び中核的人材育成策として企画調整能力、専門技能を磨くためにも課題の庁内検討を深め、極めて専門性の高い事業以外、プラン等の外部委託は厳選していただきたい。

3、当市の緊急かつ最重要課題であります少子・高齢化対策、若者の雇用確保策、第2、第3次産業を中心とする産業振興策を、積極かつ一体的に取り組む体制を早急に整えていただきたい。

4、浦本地区の下水道事業に伴う国道8号の渋滞対策、地域情報ネットワーク事業、医師確保をはじめとする医療制度の充実、東バイパス、北陸新幹線など工事促進に向けた遺跡調査、総合健康センター及び保健センター整備、交通ネットワークビジョン策定などは、特に、議会所管委員会との連携を密にして進展を図っていただきたい。

以上で、議案第135号、平成18年度系魚川市一般会計予算に対する賛成討論といたします。  
議長（松尾徹郎君）

次に、池亀宇太郎議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

池亀議員。〔24番 池亀宇太郎君登壇〕

24番（池亀宇太郎君）

清新クラブを代表して、私は議案第135号、一般会計予算に賛成の立場で討論をいたします。

本年は合併1周年となる米田市政、真のスタートの年であります。財政状況が厳しい中での予算編成であり、新市の将来を見据えた新総合計画の策定など米田市長が就任以来、積極的に各地域に出向き、住民懇談会を重ねた結果の予算でもあると思います。

合併時に5万2,000人あった人口が、現在、既に5万人を割り込んだ人口となり、今後の人口対策に真剣な取り組みが求められるものと考えます。

また、北陸新幹線関連沿道整備事業などに4億3,000万円近い予算が計上され、本体工事をはじめ周辺整備が本格化されてくる年であると思います。

そのほかに、情報化社会に対応できる地域情報基盤整備事業では、それぞれの地域が平等に、格差のない情報サービスを受けられるよう、早期の事業化に期待します。

また、民生費、衛生費などでは、高齢者福祉をはじめ地域医療、救急医療などに配慮した予算であり、評価するものです。

そのほかに、系魚川地域での公共下水道、合併浄化槽設置事業などは、地域の環境整備に重要な役割を果たす事業であります。早期の完成が望まれるものであります。

合併して1年、山積している課題が多くある中で、米田市長には英断を持って市政運営に取り組んでいただきますようお願いを送り、終わりに、議員各位に何とぞご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、議案第135号に賛成の討論といたします。

以上です。

議長（松尾徹郎君）

次に、甲村 聡議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

甲村議員。〔1番 甲村 聰君登壇〕

1番（甲村 聰君）

議案第135号、平成18年度系魚川市一般会計予算について賛成討論を行います。

まず、米田系魚川市長におかれましては、本定例会の冒頭の施政方針演説において、総合的かつ効率的な観点に立った施策の展開に心がけ、職員の意識改革を図る中で、より質の高い行政サービスの提供に心がけていく。市長は職員の先頭に立ち、行政課題への対応と公約実現に向け「共につくろう元氣なふるさと」を基本姿勢として市政運営に取り組むと述べられています。

具体的には、交通ネットワークを基盤として、地域資源の活用による産業振興、市民のコミュニティ活動による地域づくりの推進、市民の健康づくりと人づくりを三本柱として、施策を進めるとしておられます。

さて、本予算の歳出において交通ネットワークの整備では、交通ネットワークビジョン策定事業、道路新設改良費は7億8,564万円、街路事業費は中央大通り線（4期）で3億5,453万円などが計上されております。

市民のコミュニティ活動では、新設されたまちづくりパワーアップ事業は1,000万円、コミュニティ活動活性化支援事業、地区公民館施設整備事業などが計上されております。

市民の健康づくりでは、保健センター整備事業、総合健康センター整備事業の設計が計上されております。また、地域福祉と福祉サービスの充実、医療体制の充実等を配慮された予算と評価しております。

地域情報ネットワーク事業については、CATV方式、NTT方式等論議が盛んであります。慎重に、細部にわたり密度の高い検討を行っていただき、しかしながら、できる限り早期に方針の決定を望むものであります。

以上、平成18年度系魚川市一般会計予算は、米田市長の公約の実現に向け諸事業が盛り込まれた予算編成であり、評価するものであります。諸事業を確実に実施し、成果を上げていただかんとをお願い申し上げ賛成討論といたします。

議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

これより議案第135号、平成18年度系魚川市一般会計予算を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。



次に、議案第136号、平成18年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。  
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第137号、平成18年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第138号、平成18年度糸魚川市老人保健医療特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第139号、平成18年度糸魚川市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第140号、平成18年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第141号、平成18年度糸魚川市宅地造成事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第142号、平成18年度糸魚川市公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第143号、平成18年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案144号、平成18年度糸魚川市簡易水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案145号、平成18年度糸魚川市集合支払特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第146号、平成18年度糸魚川市水道事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第147号、平成18年度糸魚川市ガス事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第10．議案第70号及び同第71号

議長（松尾徹郎君）

日程第10、議案第70号及び同第71号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第70号及び議案第71号は、契約の締結についてであります。

議案第70号は、下早川小学校体育館改築建築工事の工事請負契約を締結いたしたいものであります。

契約金額は、2億7,300万円、契約の相手方は、猪又建設株式会社であります。

次に、議案第71号は、中能生小学校体育館改築建築工事の工事請負契約を締結いたしたいものであります。

契約金額は、2億3,835万円、契約の相手方は、株式会社笠原建設であります。

なお、詳細につきましては、この後、所管の課長が説明いたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野財政課長。〔財政課長 荻野 修君登壇〕

財政課長（荻野 修君）

議案第70号及び議案第71号、契約の締結について説明を申し上げます。

契約金額、相手方等につきましては、今ほど市長提案のとおりであり、また、工事の概要及び関係する予算につきましては、今定例会の初日、補正予算資料により説明を申し上げたところでございます。この2議案とも契約の方法は、指名競争入札であります。

初日の本会議で即決いただいた翌日、指名通知し、3月14日に入札を行っております。工期は、いずれも繰越事業となりますことから、お認めをいただいて、本契約を締結した後、国の繰越承認手続を経まして、来年2月24日までの340日を予定しております。

なお現在、新年度早期の実施に向けまして、入札制度の一本化、適正化に取り組んでいるところであります。この2件につきましては、新制度でというわけにはまいりませんが、合併後1年という経過と、国庫補助事務手続、予算及び契約について議決をいただく日程などを勘案する中で、工事規模からいたしまして、全市制による単体の指名競争入札としたものであります。

これらのことから指名及び入札は、2件とも市内の建築業者9社で行っております。なお、落札率につきましては、議案第70号については、予定価格、消費税抜きでございます、2億6,800万円、落札価格、消費税抜き2億6,000万円、落札率97%。議案第71号については、予定価格、消費税抜き2億3,800万円、落札価格、消費税抜き2億2,700万円、落札率95.4%であります。

以上であります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

畑野議員。

26番（畑野久一君）

今ほど提案がありました2議案、なかんずく70号は地元の小学校の屋体の改築でございます。異議は全くないんですが、委員会での論議は省略されますので、ちょっと今までの経緯の中で、こういう声があったのに対して、届いておるかどうかということなんですが、私たち下早川の場合は6、7年前に新しくつくった下早川公民館、いわゆる（略称）藤の里センターを新築するに当たっても、住民の関係諸団体の代表約20名からなる検討委員会をつくって、そしてどうせつくるんだったら住民が使い勝手のいい公民館をつくりたいということで、数回にわたって検討委員会を開き、そのことをまた教育委員会とお話し合いをして、ああいう立派なものにしたんですね。

そのときもそうだったんですが、今回も屋体を新築するに当たって小学校の後援会、PTA、それから下早川自治振興会、あるいは下早川体育協会等の役員、やっぱり何だかんだで20名ぐらいの皆さんから、昼間は生徒が中心になって使いますが、夜は社会体育等で使うもんですから、そういう意味からも使い勝手のいい屋体をつくっていただきたいということで、数回にわたって会合をもって教育委員会にご要望を申し上げて、方向としては大多数が認められた設計になっておるわけでございます。

ただ、その過程の中で、やはり下早川公民館もそうなんですが、そうやってつくるときから住民の関係者が設計段階から参画して、そしてまたつくる過程においてもあの当時、ホーム系の会社からも地元の平たく言えば大工さんですかね、あるいは資材等を結構使っていただいたわけです。

そういうことから、この小学校屋体に当たってもできるだけ地元の資材、あるいは業者等が活用していただいたらありがたいねという論議があったわけなんです、その辺の声が多少なりとも担当課の方へ、何らかの形で届いとるもんかどうか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野財政課長。〔財政課長 荻野 修君登壇〕

財政課長（荻野 修君）

お答えいたします。

今ほどのおっしゃった趣旨についての近いようなご指摘というのは、常々皆さんから地元本意であるべきだという声は聞いております。また、市長からもそのような指示を受けております。

そういう中で今回の入札時期につきましては、新年度に向けて入札制度の一本化と、さらなる地元本意に向けて改善に取り組んでいる矢先でもございましたので、入札に際して特に資材調達、発注請負は地元、地産地消的な考え方で行ってほしい。それから施工に当たっては地元との協調につ

いて、特に申し上げたところでございます。

ただいまこういう契約議案の中で、こういうお話をいただきましたので、またご提言については契約の際に、さらにまた十分相手方に話をさせていただきたいと思っております。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

畑野議員。

26番（畑野久一君）

答弁を了解いたしました。よろしくひとつお願いします。

議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

以前も伺ったことがあるんですが、入札においていろいろと問題があった新潟市においては、一定以上の落札率については検討するというふうな、そういうことを制度化しているというふうなことが言われておりますが、当市においては落札率が今回のように高い場合に、指名入札のあり方等を検討するということがないのかどうか、伺いたいです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野財政課長。〔財政課長 荻野 修君登壇〕

財政課長（荻野 修君）

入札制度の見直しは、先ほども申し上げましたように、今、新年度に向けてやらせていただく、より透明性、より公平性、適正性、あるいは地元の合意性、いろんなものを勘案して、特にこれからは価格の競争面だけでなく、価格と品質をという品質確保法案ができましたから、よりそれらを踏まえて対応していきたいと思っております。

ただ、いずれにしろ落札率を出す分母となるのは、いずれにしろ予定価格ですから、この設定いかんによりますから、これを直ちに引き上げて、どうのこうのとするということではございません。

以上であります。

議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第70号、契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、これより議案第71号、契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

+

日程第11．議案第148号

+

議長（松尾徹郎君）

日程第11、議案第148号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第148号は、教育委員会委員の任命についてであります。

現在、教育委員会委員の土山正夫さんの任期が、平成18年5月19日をもちまして満了となりますことから、新たに佐藤英尊さんを任命申し上げたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります、よろしくお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

19番、鈴木です。議案第148号の教育委員の任命についてであります。教育委員の土山正夫さんの任期が18年5月19日で任期満了という提案理由がありましたが、昨年5月19日の臨時議会のこの場において、教育委員5名、議案第23号から27号が一括議題として提出されました。そのときに、土山正夫さん、この方は議案第24号でありましたが、任期が1年間であるという議会側の説明がなされておりません。これは会議録にも明確に残っております。説明がないまま今議会に任期が1年であるというふうに提案されたわけですが、これは地方教育行政の法律に基づくものであるかと思いますが、なぜ昨年の臨時議会のときに、任期が1年であるという説明がなかったのか。残る4名の現在の教育委員の方についても、同じく4年ではなくて2年とか、いろいろあると思うんですが、そのところの説明も土山さん同様になかったかと思いますが、この点についていかががお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

黒坂教育総務課長。〔教育委員会教育総務課長 黒坂系夫君登壇〕

教育委員会教育総務課長（黒坂系夫君）

お答え申し上げます。

各教育委員の任期でございますが、市長が任期を定めるという法律規定でございますので、それを受けまして市長の方で任期を定めたというもので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、あとの委員の任期でございますが、まず、渡邊槇江委員、17年5月20日から19年5月19日でございます、2年任期でございます。それから、建部 猛委員でございますが、20年5月19日、3年任期でございます。それから、川原敏光委員、21年5月19日、4年任期でございます。小松敏彦委員も同様、21年5月19日の4年任期でございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

栗林助役。〔助役 栗林雅博君登壇〕

助役（栗林雅博君）

ちょっと休憩を。

議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

午後2時05分 休憩

午後2時06分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

私は昨年のこの臨時議会で、合併直後ということもあり議会との一体感という言葉が、かなり使われたかと思うんです。それでその当時、今回のこの任期について説明があれば、あえてこの場で質問することもなかったんですが、全くありませんでしたし、あえて不親切な提案であったかと思ひまして、今回質問したわけです。

それで当事者である土山正夫さんは、昨年任命されるに当たって、1年であるということは、承知して受けたということでもありますので、それはそれでよかったかと思うんですが、私ども議会に対して、もう少しきめ細かな提案説明があるべきではなかったかと。私も勉強不足で、単純に昨年のときは、もうみな4年任期と考えておりましたので、あえて最終日に議案が上がってきまして、ここでちょっと驚いたというわけです。

以上です。

議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第148号、教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案についてはこれに同意することに決しました。

日程第12．諮問第1号

議長（松尾徹郎君）



日程第 12、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

諮問第 1 号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いしております齋藤雄士さんの任期が、平成 18 年 6 月 30 日で満了いたしますことから、後任の候補者といたしまして岡田 晋さんを推薦させていただきたく、議会のご同意をお願いいたしたいものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。  
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案はこれを適任と認め答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め答申することに決しました。

日程第 13、発議第 1 号

議長（松尾徹郎君）

次に、日程第 13、発議第 1 号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大矢 弘議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢議員。〔25番 大矢 弘君登壇〕

25番（大矢 弘君）

発議第1号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

行政組織機構の改正に伴い、委員会条例第2条、総務財政常任委員会の項目のイ、総務企画部に改正、ウとして能生事務所、エとして青海事務所、オとして出納室。

建設産業常任委員会の部の、アのところの建設産業部に変更、イとして農業委員会事務室に変更、文教民生常任委員会では、アとして市民生活部へ変更。

この条例は、平成18年4月1日から施行するということであります。

以上、説明のとおりでありますので、議員各位におかれましては趣旨をご理解いただいて、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第1号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第14．発議第2号

議長（松尾徹郎君）

次に、日程第14、発議第2号、道路特定財源に関する意見書を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

大矢 弘議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢議員。〔25番 大矢 弘君登壇〕

25番（大矢 弘君）

発議第2号、道路特定財源に関する意見書について説明申し上げます。

道路は地方の生活を支える最も重要な社会基盤として、地域の交通の円滑化に資するほか、都市部と地方部の交流・交易基盤として、その必要性はますます大きくなっております。

当地方は、公共交通システムが充実しておらず、いきおいマイカー等に頼る生活となっており、あわせて、広大な面積と豪雪地帯である山間部を有していることから、地域相互の交流と振興を図るため、生活道路の整備は喫緊の課題であります。

しかし、未整備の道路網が散在しており、重点的に道路整備に取り組んでいるところでありますが、満足できる整備にはほど遠く、より一層、道路整備を推進しなければならない状況にあります。

これらの道路整備の財政的基盤である道路特定財源制度は、受益者負担の原則の下に成り立っている制度であり、依然として非常に大きい道路整備の必要性に鑑み、その用途については、あくまでも道路に関する事業に充てるのが適当と考えております。

よって、政府におかれましては、地方における道路網整備の実態とその必要性を認識され、その財源を確保する道路特定財源制度を堅持し、地方の道路整備が遅れることのないよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上、議員各位におかれましては趣旨をご理解いただき、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

発議第2号、道路特定財源に関する意見書に反対の立場から討論いたします。

道路特定財源を堅持し、あくまでも道路整備に充てることが適当ということではありますが、道路網の整備は当然としても道路整備を特別扱いすることなく、総合的に考えなければいけない問題ではないかと思えます。公共交通網の整備としてやらなければいけないのは道路だけではありません。鉄道や空港、港湾などがあり、総合的に取り組む必要があります。

2006年度末の国・地方の合計の長期債務残高は、775兆円程度になる見込みであります。先進国で最悪の借金財政の中で、道路だけ特定財源で確保しようなどということは許されないことでもあります。一般財源化することによって、公共交通網を総合的に取り組む財源も確保できるわけであり、道路だけ特別扱いするわけにはいかないのであります。一般財源化が財政本来の姿であり、特定財源というやり方をいつまでも続けるのは異常であります。道路特定財源制度は、即刻廃止すべきであります。

豪雪地帯であり、広大な面積を抱える本市において生活道路の整備と、地域の実情に即した取り組みを求めることには賛成であります。これまでの延長線上の取り組みを求める本意見書には反対であります。

以上であります。

議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

これより発議第2号、道路特定財源に関する意見書を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第15．閉会中の継続審査及び調査について

議長（松尾徹郎君）

日程第 15、閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

総務財政常任委員長、建設産業常任委員長、文教民生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第 104 条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

ただいまの申し出に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

日程第 16 . 議員派遣について

議長（松尾徹郎君）

日程第 16、議員派遣についてを議題といたします。

上越 3 市議会議員合同研修会、糸魚川大町 2 市議会議員連絡協議会、糸魚川市小谷村議会議員連絡協議会、糸魚川市朝日町議会議員連絡協議会に、会議規則第 159 条の規定により 29 人の議員全員を派遣いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、29 人の議員全員を派遣することに決しました。

なお、日程等につきましては、後日通知いたします。

日程第 17 . 議案第 149 号

議長（松尾徹郎君）

次に、日程第 17、議案第 149 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第149号は、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてでありまして、平成18年3月31日限りで組合から南魚沼地域広域連合を脱退させるとともに、同日限りで組合の共同処理をする事務の1つから佐渡市を脱退させ、また、平成18年4月1日から上越地域水道用水供給企業団を組合に加入させるために、組合を組織する地方公共団体の数を増減し、これに伴って規約の変更を行うことといたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告がありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第149号、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

平成18年第1回市議会定例会の閉会に当たり、お礼を兼ねまして一言ごあいさつ申し上げます。去る2月27日から本日までの長期間にわたりまして、平成18年度予算をはじめ条例の制定、改廃など数多くの重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに対して厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に、当面する主要8点につきましてご報告させていただきます。

まず、1点目といたしまして、糸魚川市こころの総合ケアセンターオープンについてご報告申し上げます。

精神科医療対策として、糸魚川保健センターの隣接地に建設を進めてまいりましたこころの総合ケアセンターが予定どおり完成し、来る4月1日にオープンする運びとなりました。

また、診療に当たる医療法人高田西城会におかれましては、糸魚川診療所の常勤医師として藤巻誠医師の就任を決め、4月1日から月曜から金曜までの診療体制を整えている旨、報告をいただいているところであります。なお、4月4日には、施設の竣工式をとり行うことにいたしております。

次に、2点目として、救急医療体制についてご報告申し上げます。

現在、実施しております救急医療体制については、糸魚川総合病院、姫川病院並びに医師会のご尽力の中で、365日24時間体制を維持いただいていたところではありますが、両病院とも医師が減少することにより、救急当番の欠番が生じる恐れが出てきましたことから、現在、両病院並びに医師会と、この解決策を協議いたしております。

この緊急事態に対応するため、議会開会中でありましたが去る3月17日に、糸魚川地域振興局長とともに富山病院の関係する教授にお会いし、医師の配置について要望いたしてまいりました。

大学医学部におかれましては、厳しい状況がここ1、2年続くことであろうとし、教授からは早い機会に再度医師派遣できるよう努力したい。また再度、医局長と派遣について検討したいとの前向きな話をいただいております。引き続き機会をとらえて、大学及び関係する教授に両病院の医師確保について強くお願いしてまいるとともに、現在、関係者の連携と協力を得る中で、何とか救急体制を保持できるよう取り組んでいるところであります。

3点目といたしまして、地域情報ネットワーク整備についてご報告申し上げます。

地域情報ネットワークは、公共施設間のネットワークと各家庭までのネットワークであり、その構築方法は国庫補助事業を活用して構築する場合と、通信事業者と協力して構築する場合があります。現在、慎重に検討を進めているところであります。

予算委員会でこの実施設計委託に関連し、議論のありましたスケジュールにつきましては、公共施設間のネットワークの構築は、各家庭までのネットワーク構築方法にも影響があることから、慎重に対応する必要があると考えております。そのため、公共施設間のネットワークにかかる平成19年度国庫補助事業の1次要望が7月でございますので、構築する方法の決定いかにかわらず要望することとし、最終要望の来年2月に向けて対応する計画であります。また、各家庭までのネットワークについては、それらの状況に配慮しながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

4点目として、地域防災計画の策定についてご報告申し上げます。

昨年7月27日開催の防災会議で決定した方針に基づいて、関係機関の団体と協議しながら新市の地域防災計画の策定作業を進めてまいりました。現在、県へ素案の協議を行っており、3月24日開催予定の第2回防災会議で最終的な協議決定をいただき、その後、早い時期に議員の皆様にお届けする予定であります。

なお、県の防災計画が5月以降に変更される見込みであり、整合を図る必要がある場合については、新しい計画についても逐次見直しをしてまいります。

今後の風水害、震災等あらゆる災害対策において市と市民、事業者や関係団体が、それぞれの役割を分担して相互に補完しながら、迅速かつ適切な対応を図れるよう本計画の周知と啓発に努めてまいります。

5点目として、住居変更等の集中期における休日窓口の開設についてご報告申し上げます。

毎年3月から4月にかけて進学、就職、転勤などのため、住所変更の手続が必要になる方が大変多くなります。中には、平日に市役所へおいでになることが難しい方もおられますことから、来る3月25日から4月9日までの土曜、日曜の6日間、市役所1階の市民課などと能生支所、青海支所で休日窓口を開設し、転入・転出届の受け付け業務を行うことにいたしております。市民の皆様へは、広報紙とホームページ、CATV及び防災行政無線放送でお知らせをいたします。

6点目として、糸魚川あるべん村の休業についてご報告申し上げます。

昨年12月定例会最終日の行政報告で、糸魚川あるべん村にモーターボート競走場外発売所を設置することに、地元と会社から協力要請があったことについてご報告申し上げました。

その後、3月20日付書面で、株式会社黒部あるべん村から調査検討の結果、場外発売所設置を断念し、さらには糸魚川あるべん村を5月31日で休業するとの報告を受けたところであります。

報告書によりますと、この間、会社では三国町をはじめほかの営業施設を視察し、設置に向けた調査検討に真剣に取り組んでこられたとのことでありますが、最終的に採算性や許認可等の問題を乗り越えることが、現段階では困難との結論に至ったとのことであります。

当地域初の大型ドライブインとして、7.11水害や経済低迷など幾多の困難の中で約10年間、当局観光振興の一翼を担ってこられたただけに大変残念に思うところであります。市といたしましても観光面においてイメージダウンにつながるため、早期に再開をお願いをいたしたいと考えております。

7点目として、木嶋無線株式会社糸魚川工場の上越工場への統合についてご報告申し上げます。

このことにつきましては、今月14日に同社役員から、経過と今後の対応についての説明をお聞きしたところであります。糸魚川工場は昭和43年7月に浦本駅前で操業を開始し、平成元年3月から梶屋敷駅前での現工場でカメラのストロボ部品を主に製造しておりますが、近年のカメラのデジタル化やカメラ付きの携帯電話の普及に伴う需要の減少と、中国工場への部品生産シフトにより生産規模が縮小され、現在の従業員数は3年前の3分の1の61名となっております。

会社では、これ以上の合理化等による工場の維持は難しいとの判断から、今年4月末をもって糸魚川工場での生産を中止し、上越工場へ統合することとしたものであります。

なお、同社では現在新しい分野での開発研究を行っており、将来、糸魚川工場を再開する可能性もあることから、建物と敷地は現状のまま維持管理をし、当面は10名程度の要員で生産を



継続したいとのことであります。長く地域経済の発展と雇用の維持に努めてこられただけに、大変残念に思っております。

市といたしましても、従業員の皆様の再就職のあっせんなどについて、会社及び糸魚川職業安定所と連絡を密接にとりながら最善の努力を行ってまいります。

最後に、北陸新幹線工事についてご報告申し上げます。

北陸新幹線の建設につきましては、市内全域において工事が進められております中、去る3月3日に青海地域の須沢、今村新田、田海地区内の工事延長1,043メートルの今村新田高架橋下部外工事が発注され、若月丸山特定建設工事共同企業体が落札しております。

工事の内容につきましては、基礎杭270本、橋脚30基の建設が主なもので、工期は36カ月で、本年夏ごろから本格的な工事が始まる予定であります。市では、今後とも円滑な新幹線工事の推進に努めてまいります。

以上、当面いたしております主要事項8点についてご報告を申し上げます。

新市の誕生から1年が経過し、新旧さまざまな課題が山積しております。私は本定例会の初日に、新年度を迎えるに当たっての市政運営の方針を申し述べましたが、市行政の責任者としてこれら課題の解決のため勇気と行動を持って、誠心誠意取り組んでまいり所存であることを、ここに改めて申し上げさせていただきます。

議員各位をはじめ市民の皆様からの一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、終わりに、平成18年6月市議会定例会の招集日を、平成18年6月12日(月曜日)とさせていただきたい予定でありますことをご報告を申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

訂正をさせていただきたいと思います。

まず、第1点目の糸魚川市こころの総合ケアセンターのオープンであります。竣工式の日を「4月4日」と報告をさせていただきましたが、「4月7日」でございますので、ご訂正をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長(松尾徹郎君)

これもちまして平成18年第1回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでした。

午後2時37分 閉会

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+

+

+